

高齢者虐待防止と権利擁護

—いつまでも自分らしく安心して暮らし続けるために—

このパンフレットは、地域住民の皆さん、介護保険事業所等で働く方々、区市町村及び地域包括支援センター職員などの「地域で高齢者や家族を支えている皆さん」に、高齢者虐待防止について、また権利擁護のための取組について、さらに消費者被害防止についてご紹介することで、「高齢者の権利擁護」について認識を深めていただくことを目的に作成しました。

それぞれの地域で、現場で、「高齢者の尊厳ある暮らしの実現」を目指した取組をはじめましょう。

目次

- 高齢者の虐待対応について
 - ・身近に気になる高齢者がいる場合にお読みいただくページ…………… 2～5ページ
 - ・虐待対応をより詳しく理解したい場合にお読みいただくページ…… 6～13ページ
- 誰もが、住みなれた地域で、安心して生活が送れるように～東京における権利擁護に向けた取組み～
 - ・地域福祉権利擁護事業…………… 14ページ
 - ・成年後見制度…………… 15ページ
- 高齢者の消費者被害防止…………… 16ページ

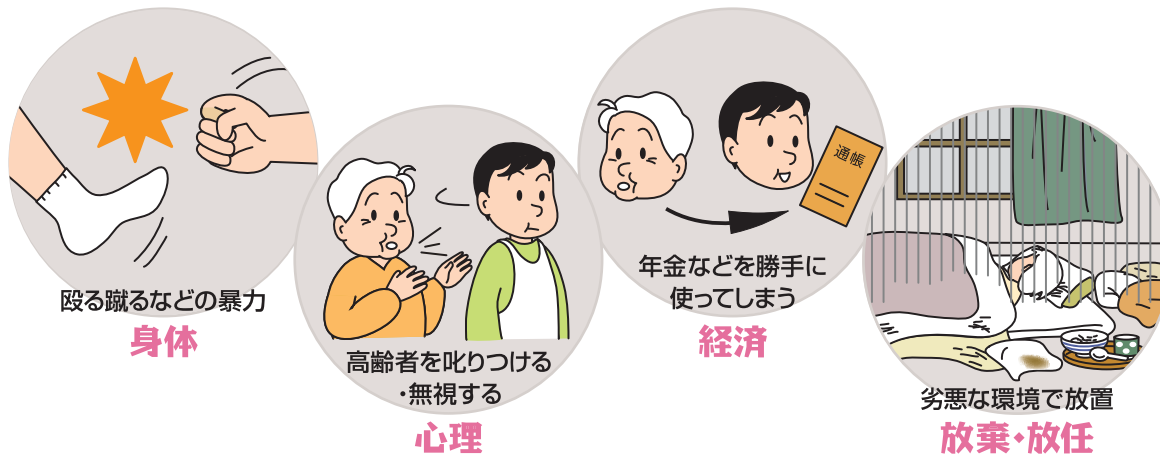
東京都

高年齢者虐待とは？

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を尊厳をもって過ごすこと
人権を侵害する「高年齢者虐待」が問題となっています。高年齢者の中には、辛くても不満があっても、声を

様々な形態の虐待があります

「高年齢者虐待」は、暴力的な行為（身体的虐待）ではありません。暴言や無視、いやがらせ（心理的虐待）、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄・放任）や、勝手に高年齢者の資産を使ってしまふなどの行為（経済的虐待）が含まれます。また、中には、性的ないやがらせなど（性的虐待）もあります。（詳しくは、このパンフレットの10-11ページをご覧ください。）



自覚がない場合も少なくありません

「高年齢者虐待」は、虐待をしている人に自覚があるとは限りません。
高年齢者が危険な状態におちいっていても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴です。



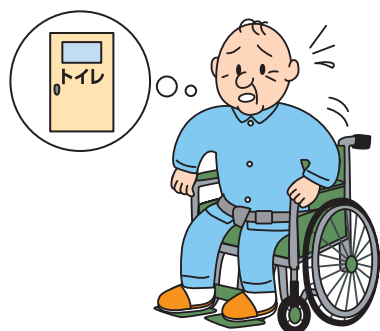
ささいなことが積み重なっていることもあります

家族や親族などがちょっとしたこと、ささいなことと思っけていても、積み重なることによって
高年齢者に大きな影響を与えることがあります。



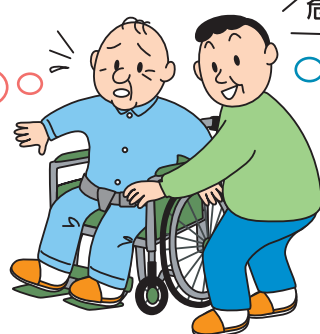
は、介護の必要の有無に関わらず誰もが望むことです。しかし現実には、家族や親族などが高齢者の出せない人がいます。あなたの身近にも、そんな人はいませんか？

また、ケアの方法が分からないために不適切な対応となって、高齢者のためになると思ってしていることが虐待につながることもあります。



ずっと座っていて
身体が痛いし、少しは自由に
動きたいよ。

本人の気持ち



危ないからね

立ち上がって
また転んだら大変。
車いすベルトは
絶対はずせない。

介護者の気持ち

施設などでの安易な身体拘束も虐待です

介護保険施設等では、「身体拘束」が禁止されています*。家庭における「身体拘束」も、高齢者に与える悪い影響は施設と同じです。しかし、家族の介護力には限界があり、拘束せずに介護を続けるためには、事業者や地域の適切な支援が欠かせません。

「身体拘束」に該当する事項

- ベルトや柵、ひも等による行動制限
- 介護衣(つなぎ服)やミトン型手袋の使用
- 立ち上がりを妨げるような椅子の使用
- 向精神薬などの過剰服用
- 鍵付きの居室などへの隔離

ケガの予防や認知症の行動障害の防止策と思われるがちな身体拘束ですが、問題となっている行動の目的や意味が理解されず、適切な介護や支援が行われないことで、高齢者本人の状態はむしろ悪化し、心身に重大な影響が生じることが明らかになっています。

筋力低下、関節の拘縮、心肺機能の低下などを招きます。

不安や怒り、屈辱、あきらめなどから、

- 認知症の進行や周辺症状**の増悪を招きます。
- 意欲が低下し、結果的にADL(日常生活動作)の低下を招きます。

**P8参照

拘束しているが故に、無理な立ち上がりや、柵の乗り越えなどにより、重大な事故が起きる危険もあります。

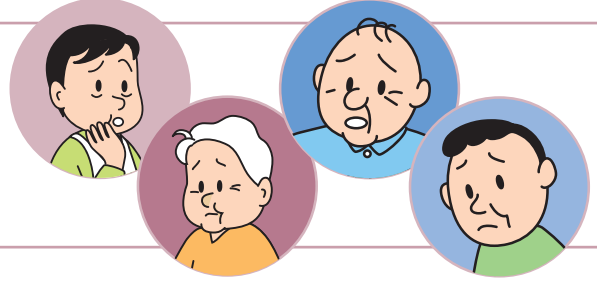
*緊急やむを得ない場合を除きます。

※介護保険施設や介護サービス事業所等の職員による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、区市町村の高齢者虐待対応の相談窓口にご連絡ください。

高年齢者虐待への具体的な対応

高年齢者虐待は誰の身近にも起こりうる問題です。あなたの発見により、虐待の深刻化を防ぐことができます。身近な高年齢者の状況に心を配り、何か気づいたら、区市町村の相談窓口にご相談ください。対応の流れは次のようになります。

「虐待かも…」
「このままでは虐待になってしまうかも…」
「虐待になる前に…」



相談・通報等

介護負担が重いと感じておられる方への相談・助言も行います。

区市町村又は地域包括支援センターの高年齢者虐待対応窓口での受理

高年齢者の安全確認・事実確認、情報収集

区市町村・地域包括支援センターが行います。
お知らせいただいた方の秘密は守られます。

介入拒否時の対応

立入調査

個別ケース会議

区市町村・地域包括支援センターや関係機関とで、
必要な支援について協議・検討します。

関係機関・関係者による支援の実施

緊急事態への対応のほかに、様々な専門職・専門機関による介入的な支援や見守り支援もあります。高年齢者だけでなく、その養護者への支援も実施します。

定期的な訪問等によるモニタリング

今の支援が適切であったかどうかをチェックし、支援方針、内容、各機関の役割の再検討を行います。虐待が解消され、生活が安定すると虐待対応を終了します。

老人福祉法による措置

・ショートステイ
・特別養護老人ホームなど

成年後見制度（法定後見制度）の区市町村長申立

- ご連絡をいただいた方のお名前が相手方に伝わることはありません。区市町村や地域包括支援センターの職員は、誰からの通報・相談か分からないように対応を開始します。
- 虐待の「おそれ」があると思った段階でお知らせください。この時「虐待である」という証拠は必要ありません。

高年齢者と家族の幸せのためにー地域住民だからできる高年齢者虐待防止の取り組みー

地域には必要な支援を受けることができず、人権、生活、健康などが守られていない高年齢者がいます。大きな問題が発生する前に支援するためには、地域住民の皆様からの情報提供が不可欠です。下記のような高年齢者に気づいた場合には、ぜひ、区市町村の高年齢者虐待対応相談窓口にご相談下さい。

○印	<p>ご近所に、こんな高年齢者はいませんか？</p> <p>○が付いた項目が多いほど、支援の必要性が高い状態です。</p>
	1 暴力を受けている、どなられる、年金を取られるなどと訴えている
	2 あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
	3 家族が介護でとても疲れていたり、高年齢者の悪口を言っている
	4 介護や病気について相談する人がいないようだ
	5 一人暮らしや高年齢夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった
	6 高年齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
	7 昼間でも雨戸がしまっている
	8 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
	9 郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている
	10 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
	11 暑い日や寒い日、雨の日なのに高年齢者が長時間外にいる
	12 高年齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある
	13 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
	14 高年齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
	15 最近、セールスや営業の車が来ることが多くなった
	16 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

東京都老人総合研究所作成

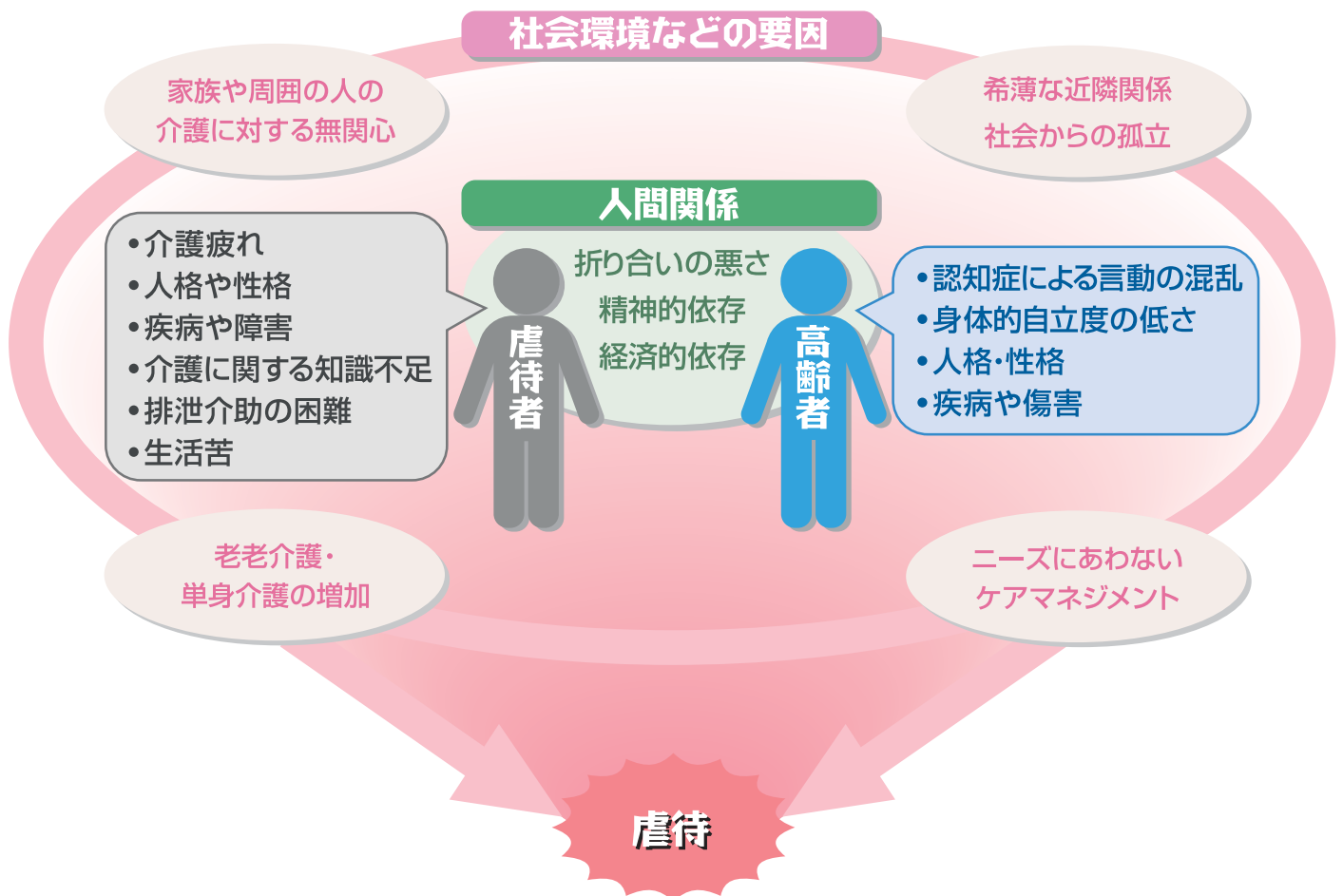


各区市町村の相談窓口は、東京都福祉保健局のホームページに掲載しています。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/ninchi/gyakutai_madoguchi/index.html

高年齢者虐待の背景には、どのようなことがあるのでしょうか？

高年齢者虐待は、様々な要因が重なり合って、発生するものです。表面上の行為のみにとらわれず、その背景にある様々な要因を探り、状況を正確に把握することが大切です。



虐待者の要因



介護者の場合、介護疲れなどが、介護者のストレスを増大し、虐待の要因となることがあります。特に介護が長期化している場合は、周囲の配慮が必要です。

また、虐待者が、病気や、精神的な問題を抱えている場合、こうしたことが虐待につながることもあります。

高齢者の要因



高齢者が、認知症による言動の混乱や身体的自立度の低さ等により、自分の要望をうまく伝えられないことが、結果として虐待の要因となることがあります。

また、こうした高齢者の症状そのものが、介護者の負担やストレスの一因となることがあります。

人間関係などの要因

親の老化や認知症により、家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスが崩れることが虐待の誘因となる場合もあります。

社会環境などの要因

当事者周辺の社会環境が虐待を招く要因になっていることもあります。特に都市部などでは、近隣との付き合いなどが少なく、介護者が問題を抱え込みやすくなる他、軽微な虐待の早期発見が難しい面もあります。また他の家族や親戚等の介護への関心が低いことも介護者を孤立させる一因です。なお、介護保険の利用等に際して、必ずしも高齢者本人のニーズに合ったケアマネジメントが行われていないことも、虐待の要因となっている場合があります。

高齢者とその家族を「孤立させない」

あいさつ、声かけなどの見守りが、高齢者虐待の防止につながります。

虐待の種類別に見た背景要因〈平成15年度全国調査から〉

介護者が長年の介護に疲れ果てたり、一生懸命なあまり、追いつめられて虐待に至るケースがあります。こうした場合は、虐待をしている人もまた被害者であるといえるでしょう。

虐待の発生に影響を与えたとと思われる要因(ケアマネジャーによる回答)

	1位	2位	3位	4位	5位
身体的虐待	虐待者の介護疲れ(49.6)	虐待者の性格や人格(48.5)	高齢者本人の認知症による言動の混乱(46.5)	高齢者本人と虐待者の人間関係(42.0)	高齢者本人の性格や人格(36.0)
心理的虐待	虐待者の性格や人格(55.3)	高齢者本人と虐待者の人間関係(54.8)	高齢者本人の性格や人格(43.5)	虐待者の介護疲れ(38.3)	高齢者本人の認知症による言動の混乱(38.0)
経済的虐待	虐待者の性格や人格(64.0)	高齢者本人と虐待者の人間関係(55.5)	経済的困窮(47.9)	高齢者本人の性格や人格(39.6)	経済的利害関係(32.4)
介護・世話の放棄・放任	高齢者本人と虐待者の人間関係(55.2)	虐待者の性格や人格(55.0)	高齢者本人の性格や人格(43.0)	配偶者や家族・親族の無関心(34.6)	高齢者本人の認知症による言動の混乱(33.0)

括弧内の数字は%(複数回答)

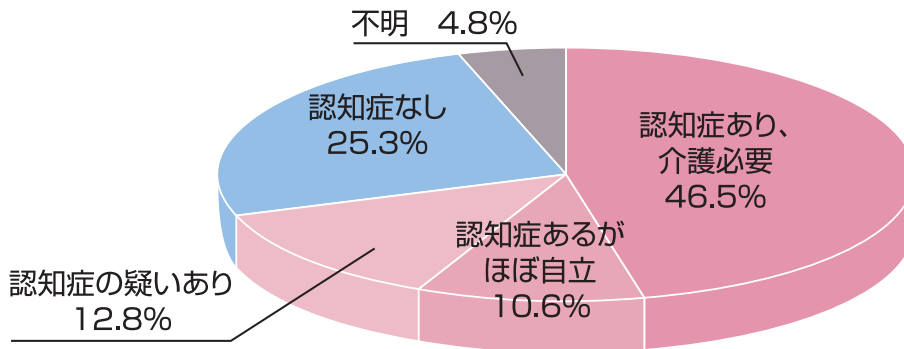
長年のうちに築かれた人間関係や精神的な問題が関係する場合もあるため、介入時には専門的な知識や慎重さが求められます。

出典) 財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書」、2004

認知症と高齢者虐待

虐待されている高齢者の約7割の方にはなんらかの認知症の症状がみられます。〈平成17年度東京都調査から〉

虐待事例における認知症の状況



出典)「東京都高齢者虐待事例情報調査の結果について」、2006

認知症の程度別にみた虐待に影響を与えたとと思われる要因(ケアマネジャーによる回答)〈平成15年度全国調査から〉

介護負担の軽減には、認知症の正しい知識や介護のポイントの理解が大切です。認知症の早期発見と適切な支援で、虐待を未然に防ぎましょう。

	1位	2位	3位
認知症なし・ほぼ自立(I)	虐待者の性格や人格(58.6)	高齢者本人と虐待者の人間関係(56.5)	高齢者本人の性格や人格(44.6)
要見守り・時々要介護(II,III)	高齢者本人の認知症による言動の混乱(54.7)	高齢者本人と虐待者の人間関係(46.0)	虐待者の性格や人格(44.7)
常に要介護・要専門治療(IV,M)	高齢者本人の認知症による言動の混乱(66.5)	虐待者の介護疲れ(60.0)	高齢者本人の身体的自立度の低さ(43.0)

括弧内の数字は%(複数回答)

出典) 財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査報告書」、2004

※「痴呆」は「認知症」に用語の変更を行っています。このため、引用部分についても「認知症」を用いて表記しています。

認知症の正しい理解を広めましょう

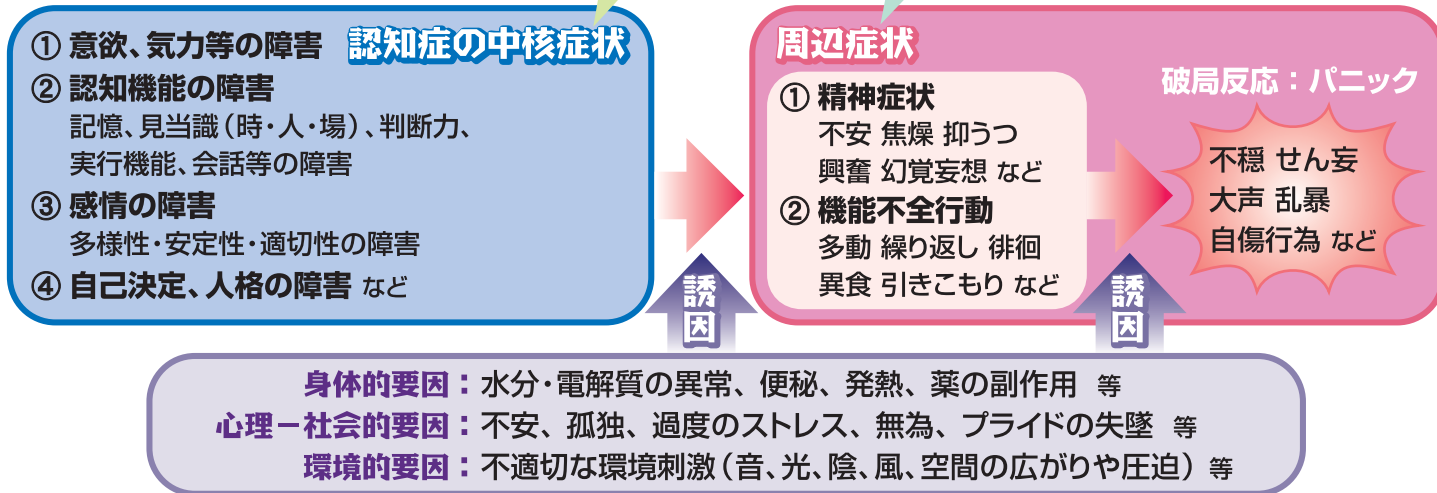
介護者や家族が認知症に関する正しい情報を知ることによって様々な症状に落ち着いて対処しやすくなります。専門職の皆さんが認知症への理解を深め、正しい情報を伝えましょう。

認知症の中核症状と周辺症状 — 増悪を招く様々な誘因 —

その人・その時の状況にあわせた支援による症状の改善が介護者のストレスと虐待のリスクの軽減につながります。

認知症による脳の障害に起因するものです。本人と家族の、生活上の困難を少なくするよう、工夫をすることが必要です。

症状の背景にある要因を探り、ご本人にあった環境や支援の仕方を工夫することで軽減できます。



出典) 日比野正己/佐々木由恵/永田久美子「図解 痴呆バリア・フリー百科」より一部改変

早期診断が大切です

- 認知症は早期診断が大切です。早い段階で発見することでこんなメリットがあります。
- ① 治療で治る認知症もあります
 - ② 進行を遅らせることが可能な認知症もあります
 - ③ より早い相談や支援サービスの利用につながります
 - ④ 記憶や意思が明確なうちに本人自身が考え、備えることができます

認知症の人とその家族を地域で支えていきましょう

- 自治体などが中心となって、認知症の人と家族の応援者である「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しています。「認知症サポーター養成講座」を受講した「認知症サポーター」は目印としてオレンジリング(オレンジ色のゴム製のブレスレット)を持っています。
- 地域の中で、認知症の人と家族の暮らしを支えている地域住民、介護事業者、医療機関、生活関連事業者、公共交通機関、行政などの様々な人的資源、社会資源が参加したネットワークを構築し、認知症の人が徘徊した際の早期発見のシステムなどの具体的な支援の仕組みづくりが求められています。

専門職の皆さんには、高齢者の言動や家族の様子を通じて、高齢者虐待の「おそれ」があると思ったときには、区市町村の相談窓口に通報することが求められています。下記のような兆候がある場合には、速やかに区市町村の相談窓口にご連絡してください。

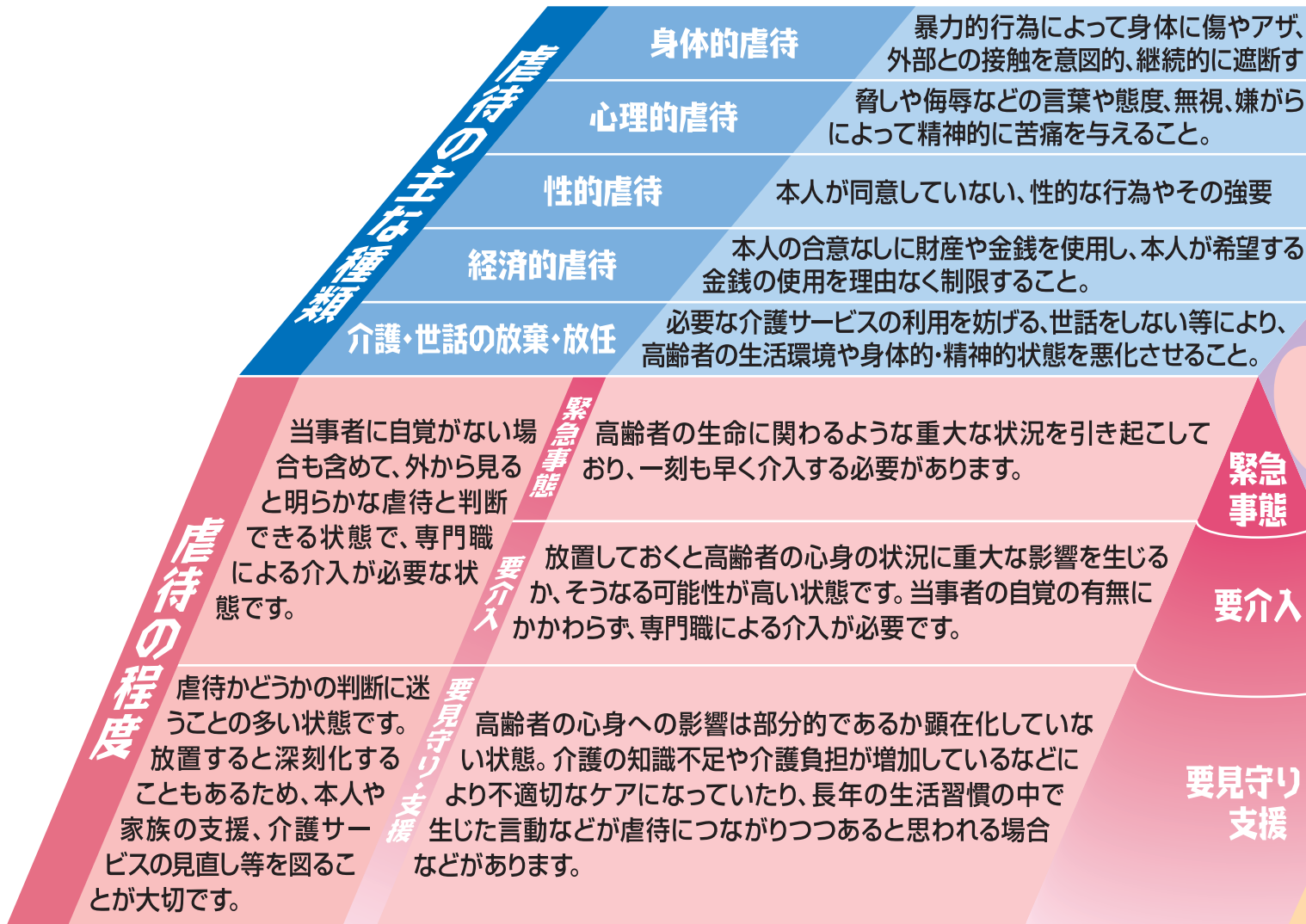
虐待予防・発見チェックシート

確認場所: 居宅 来所 その他() 記入日 年 月 日
 確認時の虐待者の有無: 有 無 その他() 確認者(記入者に○)

高齢者本人氏名	性別	性	別	□男□女	生年月日	年	月	日	歳
1.身体的虐待		サイン;当てはまるものがあれば○で囲む							
あざや傷の有無	頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざ、頻繁なあざ等								
あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする等								
行為の自由度	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話することができない等								
態度や表情	おびえた表情、急に不安がる、家族のいる場面いない場面で態度が異なる等								
話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言等								
支援のためらい	関係者に話すことを躊躇、話す内容が変化、新たなサービスは拒否等								
2.放棄・放任		サイン;当てはまるものがあれば○で囲む							
住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如等								
衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ等								
身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪等								
適切な食事	やせが目立つ、菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる等								
適切な医療	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない等								
適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足等								
関係者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがる、拒否的、専門家に責任転嫁等								
3.心理的虐待		サイン;当てはまるものがあれば○で囲む							
体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、拒食や過食が見られる等								
態度や表情	無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化等								
話の内容	話したがる、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言等								
適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠等								
高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的等								
高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない等								
4.性的虐待		サイン;当てはまるものがあれば○で囲む							
出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え等								
態度や表情	おびえた表情、怖がる、人目を避けたがる等								
支援のためらい	関係者に話すことをためらう、援助を受けたがらない等								
5.経済的虐待		サイン;当てはまるものがあれば○で囲む							
訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言等								
生活状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない等								
支援のためらい	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう等								
6.その他		上記項目以外に気づいたこと、気になることがある場合に記入							

解決への道筋を作るために、まず問題を整理してみましょう

一言で高齢者虐待といっても、様々な状況があります。ここでは虐待の主な種類を「**身体的虐待**」「**心理**」から「**緊急事態**」「**要介入**」「**見守り・支援**」の3つのレベルに分けて考えることができます。適切な対



【事例】〈要介入×経済、放棄・放任〉
 息子と二人暮らしの母親Wさん(81才)は、息子の介護を受けながら生活していますが、息子がWさんの通帳から勝手にお金を引き出し、パチンコに通う毎日。ケアマネジャーがすすめても介護サービスを利用せず、食事も一日一回だけコンビニ弁当を買い与えるだけという生活のため、Wさんの健康状態は寝たきりに近い状態まで悪化しています。

「**身体的虐待**」「**性的虐待**」「**経済的虐待**」「**介護・世話の放棄・放任**」とします。また、虐待は、その状況の深刻応を行うためにも、種類と程度の視点から虐待の状況を正確に把握することが大切です。

痛みを与える行為や
る行為
せ等



【事例】〈**緊急×身体、心理、放棄・放任**〉

重い認知症の母親(83才)を抱えて7年間介護を続けてきた息子は、他に誰も介護を支える人がいないため、介護ストレスを抱え、殴る蹴るなどの暴力をふるっていました。徐々に、日常の世話も不十分になり、脱水症状と栄養失調を引き起こし、緊急入院することとなりました。

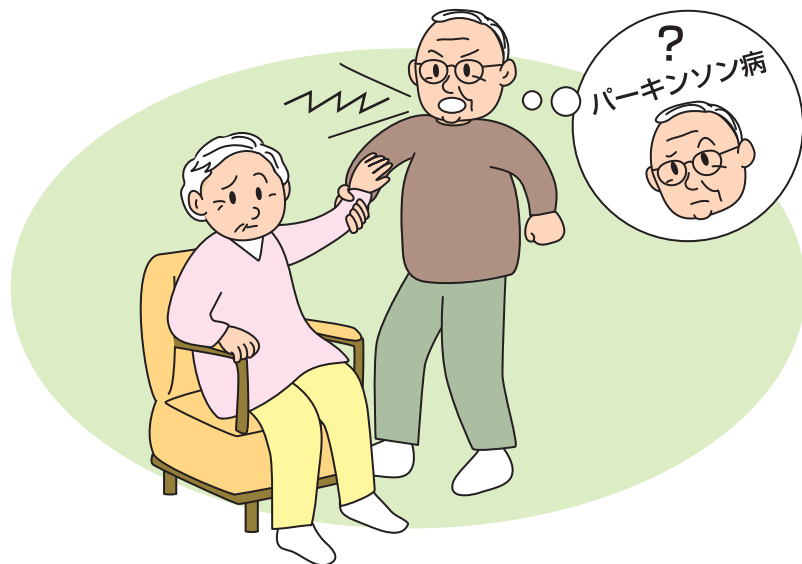


【事例】〈**要見守り・支援×身体、心理**〉

パーキンソン病のSさん(76才)の介護をする夫のYさん。病気に関する知識が不十分なために、本人は悪気がないものの、Sさんに無理な動きを強要してしまいます。また、思うように体が動かないSさんにイライラして、いつも怒鳴り声を挙げてしまうため、Sさんは自信を無くし、引きこもりがちになってしまいました。

【事例】〈**要見守り・支援×心理、性的、放棄・放任**〉

Fさん(75才)は、最近、時おり失禁してしまいます。介護をする娘は、罰として失禁したFさんを着替えさせず、しばらく放置しています。また、本人の聞こえるようなところで、近所の人などに「うちのおばあちゃんは、おねしょがひどくてね」などと話しています。

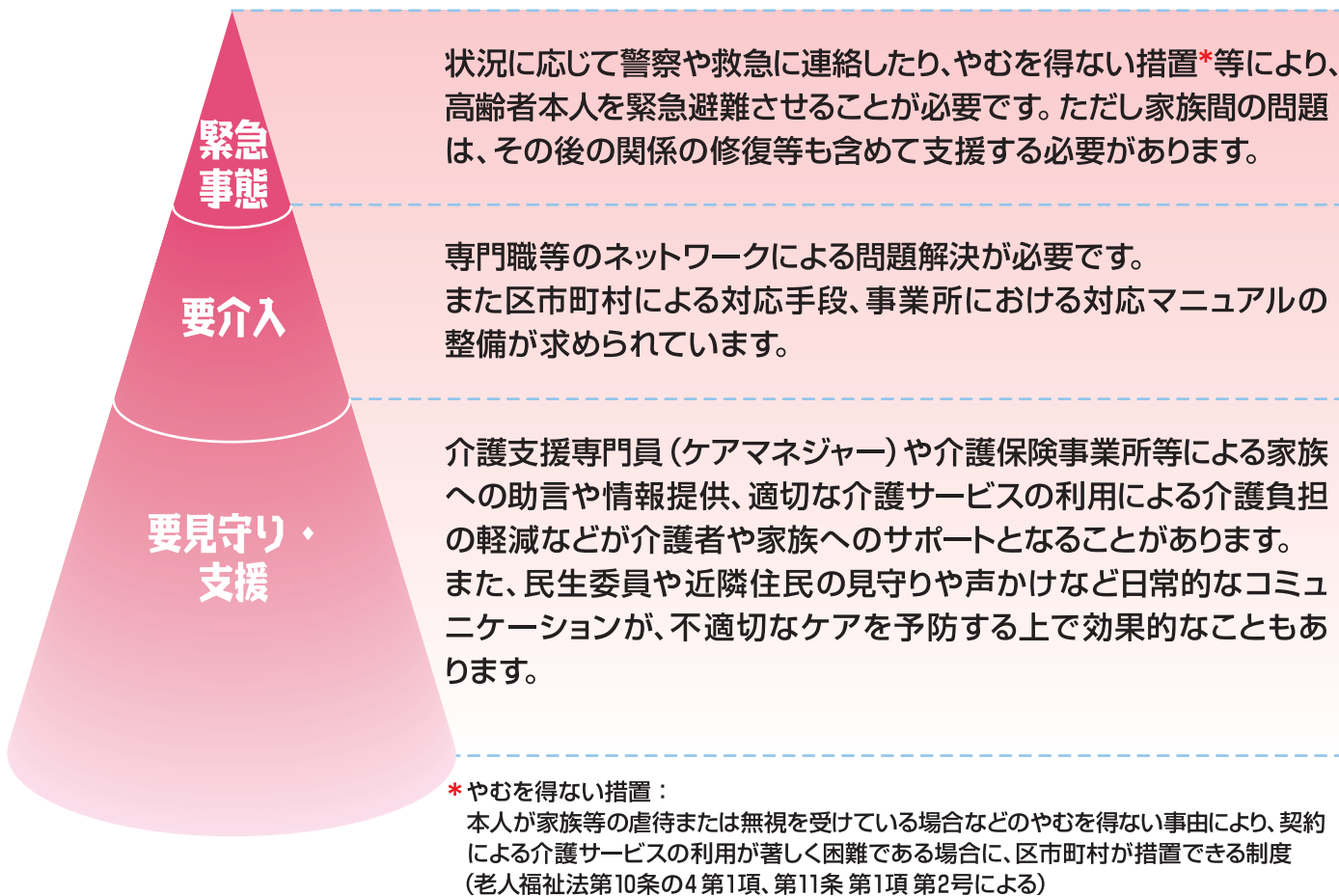


虐待の程度に応じた対応方法を考えてみましょう

専門職の皆さんには、状況に応じた適切な判断と対応が求められます。虐待の状況を丁寧に把握するそれぞれの地域で高齢者虐待に対応できる体制を作っていきましょう。

【虐待の程度に応じた対応方法】

警察・救急への連絡



在宅での問題解決へのヒント ～ 施設における「身体拘束のない介護」の実現に向けた取組

高齢者虐待を生じさせない介護や支援のためには、本人主体で考えることが第一歩であり、身体拘束廃止もこの視点から介護の見直しを行っています。拘束ゼロの実現には一層の努力が必要ですが、身体拘束の問題を施設や病院だけの問題にとらえず、地域としても取組を推進するとともに、在宅での虐待を考える際の参考にしてください。

身体拘束ゼロに向けた基本的なアプローチ

問題となっている行動の原因を探る〈アセスメント〉

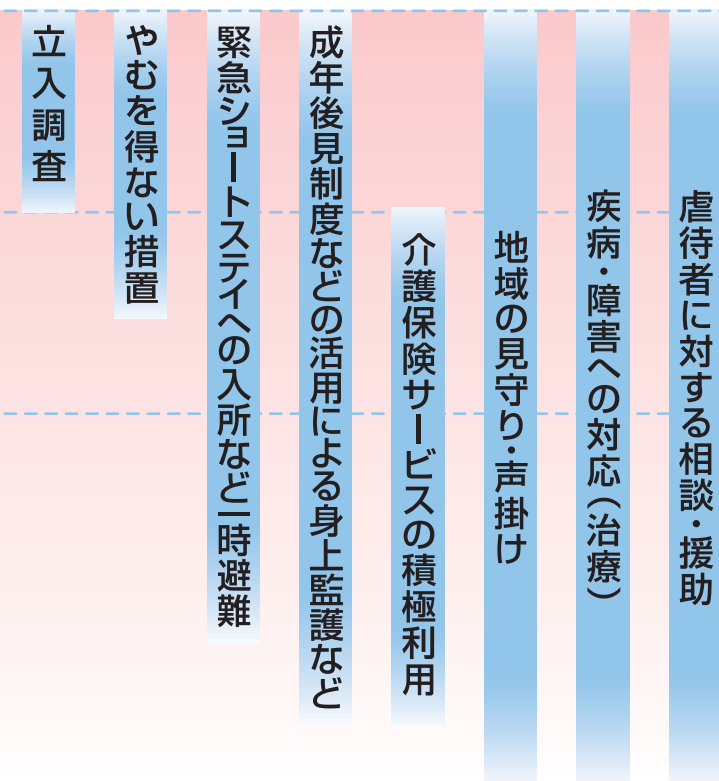
- 不安や孤独、驚異を感じているのでは？
- 身体的な不快や苦痛を感じているのでは？
- 何らかの意思表示をしようとしているのでは？
- 自分の意思にそぐわないと感じているのでは？
- 現在の状況がつかめず、身の危険を感じているのでは？
- 介護者等の行為や言葉かけの意味がわからないのでは？

原因の除去
環境の整備
など

拘束のない
その人らしい
生活の実現へ

とともに、状況に応じた**地域のネットワーク**で対応することが必要です。

【具体的な対応方法】 (イメージ)



※高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行により、高齢者虐待への対応は、区市町村が地域の関係者との連携・協力の下で行うことになりました。

【活用できる地域資源】



【事例】 車いすのベルトをされた高齢者

Nさんは以前ベッドから転倒・骨折した経験があり、家族の強い希望で車いすのY字ベルトで拘束していました。しかし、Nさんに活気が無くなってきたため、トイレや食事の際に手引き歩行をし、普通の椅子で過ごす時間を作りました。家族はこうした姿を見ながら拘束廃止の意味を理解し、ベルトをはずすことに同意しました。Nさんの活気も戻り、ご家族の面会時には終始笑顔で話をする姿が見られるようになりました。

【事例】 つなぎ服を着た高齢者

Kさんは夜間のおむつはずしと弄便が頻繁になったため、夜間のみ介護衣(つなぎ服)を着用していました。スタッフの検討で、胃薬の副作用で便が軟らかく、不快感があることがおむつはずしの原因とわかり、清潔を心がけるとともに医師に相談し、服用を中止したことで、便の状態が改善し、おむつはずしが減少しました。つなぎ服をやめたことで蒸れや痒みもなくなり、夜間もよく眠れるようになっていきます。

誰もが、住みなれた地域で、安心して生活が送れるように ～東京にお



認知症や物忘れ、障害等によって、自分の生活に必要な福祉サービスをはじめとするさまになっている方がいます。

こうした方が、住み慣れた地域で安心して生活を送るために利用することのできる、「地域

〈地域福祉権利擁護事業〉

こんなことはありませんか？ たとえば…

- 福祉サービスを利用したいけれども、手続きがわからない。
- 銀行での預金の払戻しに苦勞しており、公共料金等の支払いができない。
- 通帳や土地の権利証など、重要な書類の保管が心配だ。…など



利用できる人はどんな人？

対象者は、判断能力に不安があり、この事業の契約内容を一定程度理解できる方です。(認知症など、病気の診断や障害の手帳の有無は問いません。)

※ この事業では、施設への入所契約など重要な決定を本人の代わりにしたり、多額の財産管理を行うことはできません。



どんなとき、どん



本人が、社会福祉協議会等と契約を結び、福祉サービスの利用に当たり、相談や手続等の支援を受けられます。あわせて、日常的な金銭管理についても支援が受けられます。

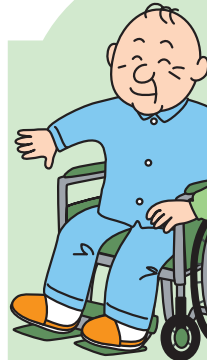
●支援の内容

- ・福祉サービスの利用援助(基本サービス)
福祉サービスの情報提供や、手続きの方法や利用についての助言など。
- ・日常的な金銭管理サービス
公共料金や家賃など生活に必要な支払いや生活費等の預貯金の払戻し、預け入れなどの支援
- ・書類等預かりサービス
預貯金の通帳や権利証、実印など、大切な書類の預かり

●支援の方法

本人の自己決定を支えるための情報提供、助言、相談、同行(本人への付き添い)を基本としています。手続きや預貯金の払戻しなどの際は、本人の代わりに窓口に行くこともあります。

どのような支援



①相談

まずは、お住まいの地域の社会福祉協議会等にご相談ください。

②契約準備

専任の職員(専門員)が、支援計画を作成します。また、同時に、本人が契約内容を理解できるかの確認も行います。

③契約・支援開始

本人と社会福祉協議会等の間で契約を結ぶと、支援計画に基づき職員(生活支援員)が定期的に訪問します。

どのように手続



相談や支援計画の作成などは無料です。

契約後の生活支援員による支援は有料(1回1時間まで千円程度)です。(金額は支援内容により異なります。)

費用は

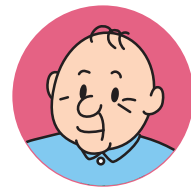


お問い合わせ先

地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用についてのご相談は、

ける権利擁護に向けた取組～

ざまな契約について判断したり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難



福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」という権利擁護の仕組みについてご紹介します。

な人が使えるの？



〈成年後見制度(法定後見制度)〉

こんなことありませんか？ たとえば…

- 訪問販売被害等に繰り返しあってしまい、財産の管理が心配である。
- 認知症の親の入所費用として、親所有の不動産を売却して工面したい。
- 親族からの虐待(経済的虐待)があり、認知症高齢者本人の権利が護られた生活がしたい。
- 一人暮らしが不安。代わりに施設を選んで契約し、今後の見守りもしてほしい。…など

利用できる人はどんな人？

対象者は、判断能力が十分でない方です。能力の程度により、「補助」(判断能力が不十分)・「保佐」(判断能力が著しく不十分)・「後見」(判断能力を欠くのが通常の状態)の3類型があります。

- ※ ここでご紹介する法定後見制度のほかにも、判断能力がある段階から、あらかじめ備える後見制度として、「任意後見制度」もあります。



が受けられるの？



家庭裁判所が、申立てに基づき本人の後見人等を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援します。後見人等は、本人に代わり財産管理や身上監護を行います。

● 財産管理とは…

本人の年金や資産、負債の有無、収入、支出を把握し、本人のために必要な支出を計画的に行いながら資産を維持する行為です。

たとえば、不動産の管理や処分、権利証や通帳などの管理など。

● 身上監護とは…

介護契約や施設入所契約など、本人の身上に世話や療養看護に関する行為です。

たとえば、入院手続や費用の支払、介護保険サービスの利用手続など。



きすればよいの？



①申立て

申立て先は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所(家裁)です。申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族のほか、身寄りがない場合や家族による虐待がある場合などの区市町村長等です。

②審判手続き

申立ての後、家裁での調査・鑑定などを経て、審判が行われます。家裁は、後見等を開始する審判と同時に後見人の選任を行います。

③後見開始

審判が確定すると、後見人等による援助が開始されます。後見人等は、家裁の監督を受け、随時報告するなどの義務があります。

かかるの？



申立ての際には一定の経費(おおむね2万円から12万円程度)が必要です。また、後見人等選任後、本人の財産の程度等に応じ、家庭裁判所の判断で後見人等に対する報酬が生じる場合があります。

お住まいの区市町村の高齢者担当窓口か社会福祉協議会まで、お問い合わせください。

高年齢者の消費者被害防止

悪質商法による高年齢者の被害が増加しています。

私は大丈夫と思わないでください。悪質商法には様々な手口があります。

「近いうちに株を上場する、上場したら3倍から4倍になり必ず儲かる」と説明をされたので訪問してもらい、200万円の未公開株を購入した。しかし1年近くなるが全く上場する気配がないので問い合わせをしたら、販売業者と連絡が取れなくなった。

「必ず儲かる」などのセールストークをうのみにしない。

近所に3ヶ月だけ設置する店舗ができ、チラシが配られた。食パンや味噌などが100円で販売されると書かれていたので出向いたら、健康講座があり、その後、マンツーマンになって、38万円の布団の話がされ断ることができなくなり契約した。止むを得ず契約したが本当は解約したい。

「無料」「格安」のチラシには裏がある!とって。

新聞販売拡張員が訪ねてきた。別の新聞をとっているのと断ったが、「この仕事を始めたばかりで困っている」と言うので1ヶ月だけならと思い承諾したら、後から3年分の契約をさせられたことがわかった。今とっている新聞もあるので、2紙分の支払いは経済的に苦しい。

同情をひく言葉や優しい言葉も売りつけるため。

携帯電話に「総合情報サイトの料金が未納になっている。このままだと調査代金も負担することになる」とメールが届いたので確認の電話をしたら、「2年間のサイト利用料として、12万円の請求が上がっている。支払い後に明細を送る」と言われた。面倒なことに巻き込まれなくなったので、12万円を送った。友人に話したら詐欺ではないかと言われた。

不振な架空請求は無視する。相手先には絶対に連絡しない。

被害にあったり、不安を感じたときにすぐにご相談ください。「クーリング・オフ」を活用して契約の解除ができる場合があります。ご本人、ご家族からの相談はこちらへ

高年齢者被害110番 ☎ 03-3235-3366

高年齢者のまわりの方々の見守りが、高年齢者の消費者トラブルを防ぎます。

- 消費者被害の背景には、単独または夫婦のみで暮らす高年齢者が増加し、身近に適切な相談相手がないという問題があります。
- 高年齢者の家族や、地域の人々、民生委員、介護事業者などの第三者が日頃から、高年齢者とコミュニケーションをとって、何でも相談しあえる環境を作っていくことが大切です。
- 家族に、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を提案しましょう。地域包括支援センターでも相談をお受けしています。

介護事業者・民生委員など高年齢者の身近にいる方からの通報・問い合わせはこちらへ

高年齢消費者見守りホットライン ☎ 03-3235-1334